



[廃止規約]

ピカラ石井CATV光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービスおよび
ケーブルテレビサービスに関する利用規約の廃止

2020年5月11日

株式会社STNet

石井町有線放送農業協同組合

ピカラ石井CATV光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービスおよびケーブルテレビサービスに関する利用規約（2020年3月30日）は、廃止します。

附 則

（実施期日）

- 1 この廃止規約は、2020年5月11日から実施します。

（経過措置）

- 2 この規約実施の際現に、廃止前のピカラ石井CATV光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービスおよびケーブルテレビサービスに関する利用規約の規定によるトリオサービスの利用に係るトリオ割引料金は、この規約実施の日において、当社のセット割引及びトリオ割引に係る利用規約の規定によるトリオサービスに係る割引に移行したものとします。
- 3 この規約実施前に、廃止前のピカラ石井CATV光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービスおよびケーブルテレビサービスに関する利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、セット割引及びトリオ割引に係る利用規約の中にこれに相当する規定があるときは、その相当する規定に基づいて行ったものとみなします。
- 4 この規約実施の際現に、廃止前のピカラ石井CATV光ねっとサービス、ピカラ光でんわサービスおよびケーブルテレビサービスに関する利用規約の規定により提供している割引等は、この附則に規定する場合のほか、セット割引及びトリオ割引に係る利用規約の中にこれに相当する規定があるときは、その相当する規定に基づいて提供しているものとみなします。